

札幌市立厚別北中学校

いじめ防止基本方針



平成27年12月4日策定

本校の環境・生徒の姿

- 二つの地域、二つの小学校から生徒が集う。古くから開拓が進められた「厚別西地区」と森林公園駅開設により開発された「厚別北地区」
- 野津幌川、小野津幌川の流れに沿った緑豊かな自然環境
- TPOを考えた適切な行動ができ、明るくあいさつができる生徒

学校教育目標

未来に向かい豊かな心でたくましく生きる生徒

「学ぶ力」育成プログラム（令和7年度重点）

他者を認め、伝え合いながら共に学びに向かう力の育成に努める。そのために、見通しを明確にすることで意欲や期待をもたせ、自己の取組を反省・分析しながら共に学んだ他者の取組についてもよさを認めて伝えさせ、望ましい人間関係づくりを図る。

いじめ防止基本方針

- 1 いじめ防止のために、生徒一人一人に他者を理解し尊重する心を育成し、いじめは決して許されないことであるという認識を確立する。
- 2 いじめ事案に対しては、早期発見・早期対応を心がけ、組織的な対応を行う。何よりもいじめと感じた生徒の立場に立って、最善な対処を心掛ける。

生徒の意見表明

具体的な生徒活動

- ◎「いじめのない学校づくり」に向けた取組を、全校協議会の決定のもとで実施。

教職員の願い

教職員の自己目標シート

- ◎各教職員の自己目標シートにおける「いじめ対応」の具体的な目標や取組方法の実行。

学校評価アンケート・学校関係者評価

- ◎保護者の願い
- ◎地域の方々の願い
- ◎取組の評価



札幌市いじめ防止等のための基本方針

最終改訂 令和8年4月9日

本基本方針は、学校教育目標および「学ぶ力」育成プログラムの具現化に向けて、本校の教育活動全体を通して、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すことを目的とする。また、いじめ防止はもとより、厚別北中で学び育つ子どもたちが、心豊かで自他を尊重し、共に支え合い、主体的に考え行動することができるようになってほしいという願いを込めて作成した。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) 本基本方針は、いじめ問題の解決、いじめの早期発見、速やかな対応が可能となる校内教職員体制づくりに向けた実効性あるものとする。
- (2) 本基本方針作成のために、生徒の学習・生活の姿や地域の環境など「学校の実情」を考慮する。
- (3) 日常の授業の中で行われる働き掛けも含め、教育活動全体を通して配置され、繰り返し行われる未然防止の取組が、本基本方針の柱となる。すなわち、教育課程に組み込まれた、計画的な未然防止策を準備する。
- (4) いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、生徒一人一人の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (5) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。
- (6) 発見や連絡を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で加害生徒を指導する。
- (7) 学校・家庭・地域・関係機関が相互に協力して、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくする。

<<参考>> いじめの定義といじめの解消の判断

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法第二条」より）

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

2. いじめの解消の判断

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間はいじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定できるものとする。
- ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（「いじめ防止等のための基本的な方針」より）

2 「本校の実態」・・・生徒の学習・生活の姿や地域の環境・様子等

(1) 学習面（令和7年度 全国学力・学習状況調査から）

・国語、数学のはほぼ全ての領域において、平均正答率が全国に比べやや上回っている。
・今回の調査における課題としては、相手の反応を踏まえて表現や話の構成を工夫することや、事柄が成り立つことを構想に基づいて証明することなどがあげられる。

(2) 生活面①（令和7年度 全国学力・学習状況調査から）

・「学校に行くのは楽しいと思いますか」の質問項目や、「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか」の質問項目において、全国平均よりも肯定的な回答がやや少ない。

(3) **生活面②** (令和7年度 悩みやいじめに関するアンケート調査等の分析から)

- ・学習面に対する不安を抱えている生徒が多くいる。
- ・インターネット (SNS) によるトラブルや悪影響が散見される。
- ・コミュニケーションがうまく取れないことに起因して、悩みを抱えてしまい体調不良等を訴える生徒が増えている。

3 いじめ防止等の対策のための組織 (いじめ防止対策委員会)

(1) **組織の構成**

委員会は委員長・副委員長・委員をもって構成し、委員長には生徒指導主事があたり、副委員長には教頭、委員は学習支援部長 (教務主任)、学年主任、当該学級担任、教護担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー (以下SC)、スクールソーシャルワーカー (以下SSW)、その他必要な教員で構成し、委員は委員長が委嘱する。必要に応じて弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等や地域の関係者などを招き協議する。

(2) **組織の役割**

- ・本基本方針に基づく取組の実施を促し、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・生徒や保護者、教職員からのいじめの相談・連絡の窓口となり、報告を受ける。
- ・事例に係る情報の収集と記録、情報の分析を行う。
- ・会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定、保護者との連携を行い、いじめとして認知するか否かの判断をする。また、同様の事例の再発を防ぐための対策を具体的に検討する。
- ・いじめの疑いを把握した場合は、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。

(3) **定例のいじめ防止対策委員会実施予定 (令和8年度)**

4月7日 (月)、5月7日 (木)、6月11日 (木)、7月2日 (木)、8月27日 (木)、
9月17日 (木)、10月15日 (木)、11月19日 (木)、12月3日 (木)、1月21日 (木)、
2月18日 (木)、3月11日 (木)

4 相談指導体制

- (1) すべての教職員がゲートキーパーとしての役割を再確認し、心のふれあいを大切にするとともに、誰にも相談できない生徒を作らないよう、教職員と生徒、保護者、さらに生徒間の望ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 教育相談期間を設定するとともに、日常的に生徒や保護者が気軽に相談できる体制を整える。保護者からの相談があった場合は、どんな些細なことでも真摯に受け止め、速やかに教職員相互で情報を共有する。
- (3) 生徒の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

(参考) いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

5 いじめ対応等の重点的な取組

(1) **未然防止**

【未然防止のポイント】

- ・いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるという意識をもつ。
- ・いじめが起きにくい学校風土・学級風土を作り出す。
- ・いじめに向かわない生徒を育てる。

未然防止のための重点的な取組	行動計画・行動目標
□自己有用感・自己肯定感を育てる学級・学年活動	○主体的な活動の場・協働の場を設定することで、他者への思いやりの気持ちをもつとともに、自己有用感・自己肯定感を育てる。 ・総合的な学習の時間・旅行的行事・文化的行事 ・日常の学級、学年活動
□人間関係を重視した集団づくり	○いじめを許さない学年・学級の風土づくり。 ○「居場所」づくり、「絆」づくりでいじめ防ぐ。 ○ストレスを感じた場合、他人にぶつけるのではなく、運動などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに対して適切に対処できる力を育てる。
□ネットいじめの未然防止	○全学年、デジタル利用に関する講座を中心に、ネットによるコミュニケーションの特色を理解させ、情報モラル教育の充実を図る。
□生徒一人一人への対応	○登校時、休み時間、放課後、部活動など（授業時間以外も含めた）生徒とのふれあいや見守りを大切にし、予防的な雰囲気づくりに尽力する。
□ICTの活用	○1人1台端末による心の健康観察アプリの利用
□生徒会が主体となった取組	○TPOの理念を踏まえた、「いじめのない学校づくり」に向けての自治的な活動の推進（実施）1～2月中
□道徳教育の充実	○「豊かな心の育成」に向け、生命の尊重や思いやりの心を育むため、道徳教育の充実を図る。
□朝の読書活動	○落ち着いた気持ちで、一日を開始する取組とする。
□主体的・対話的で深い学びから生きる力を育む	○学ぶ楽しさを味わえる授業づくりを進め、生徒が生き生きと活動することのできる場面の工夫をすることで、いじめに向かわない生徒の育成を目指す。 ○学び合いの場の設定。 ○「学習に関するアンケート」による生徒の学習状況の把握。 ○特別な配慮を必要とする生徒への支援。 ○教職員による差別的な態度や不適切な言動は、それを受けた生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりするので、厳に慎む。
□保護者、地域との連携	○いじめの認識についての共通理解を図る（学年PTAなどの機会を利用） ○青少年健全育成推進会による情報交流 ○校区内小学校との連携の推進 ○厚別西地区交流会

(2) 早期発見

<p>【早期発見のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「暴力」を「けんか」などと表現することで軽視し、対応を先送りしない。 ・「いじめ」を「単なる嫌がらせ」と軽視し、対応を先送りしない。 ・日頃から生徒理解に努め、生徒の小さな変化にも注意する。 ・「発見」する取組の限界を自覚し、「いじめを生まない」ための未然防止に取り組む。 ・いじめアンケートや日頃の観察から、危惧される可能性があれば、迅速に相談活動をし、学年や生徒支援部と情報共有し、その後の対処に生かす。

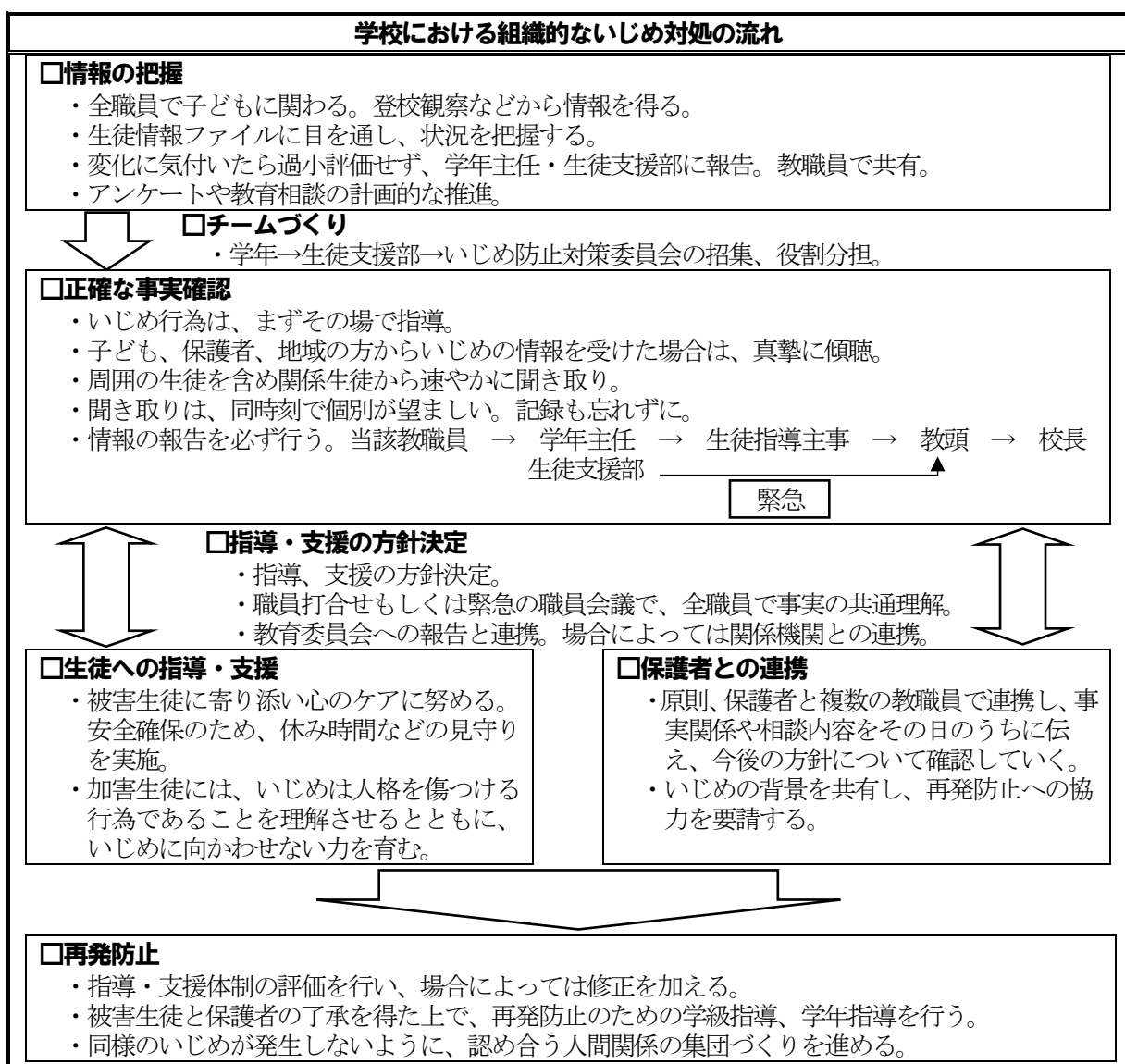
早期発見のための重点的な取組	行動計画・行動目標
□生徒理解に向けた生徒・保護者との関わりの重視	<p>○学級担任、教科担任、部活動指導者などがすべての生徒との対話ができるように心掛ける。</p> <p>○生徒に絶えず声掛けを行うなど、生徒の日常の言動や態度、交友関係等に注意を払うなど、個々の生徒や集団の様子を観察を心掛けるとともに、気付いたことについて教職員間の情報交換を密に行う。</p> <p>○保護者とは丁寧に接し、話を傾聴し共感するよう心掛ける。欠席した生徒の家庭には電話連絡を入れ、頑張ったことや活躍したことについても連絡することが大切である。</p> <p>○授業者が常に早く教室へ行き、生徒といる時間を増やす。</p> <p>○担任や学年所属の教師は、生徒と一緒に活動することで、話しやすい雰囲気作りに努める。</p>
□アンケート調査の実施	<p>○年2回の教育相談（いじめを含む）アンケート（5月、10月）</p> <p>○学校評価アンケート（11月）</p>
□教育相談活動の充実	○5月と11月に教育相談月間を設定。
□校内研修会の実施	<p>○4月、6月、12月に生徒支援研修会の実施。</p> <p>○8月に「子ども理解のための研修会」</p> <p>○4月、8月、1月に学年研修会の実施</p>
□多面的な情報の収集	<p>○いじめの把握にあたっては、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談支援パートナー等との連携に努める。</p> <p>○ケガ等にも留意し、背景にいじめがないかを確認する。</p> <p>○生徒が欠席したり遅刻したりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。</p> <p>○本人からの申告の前に、生徒の情報をつかめるよう、日々の教育相談を行う。</p>

(3) 早期対応

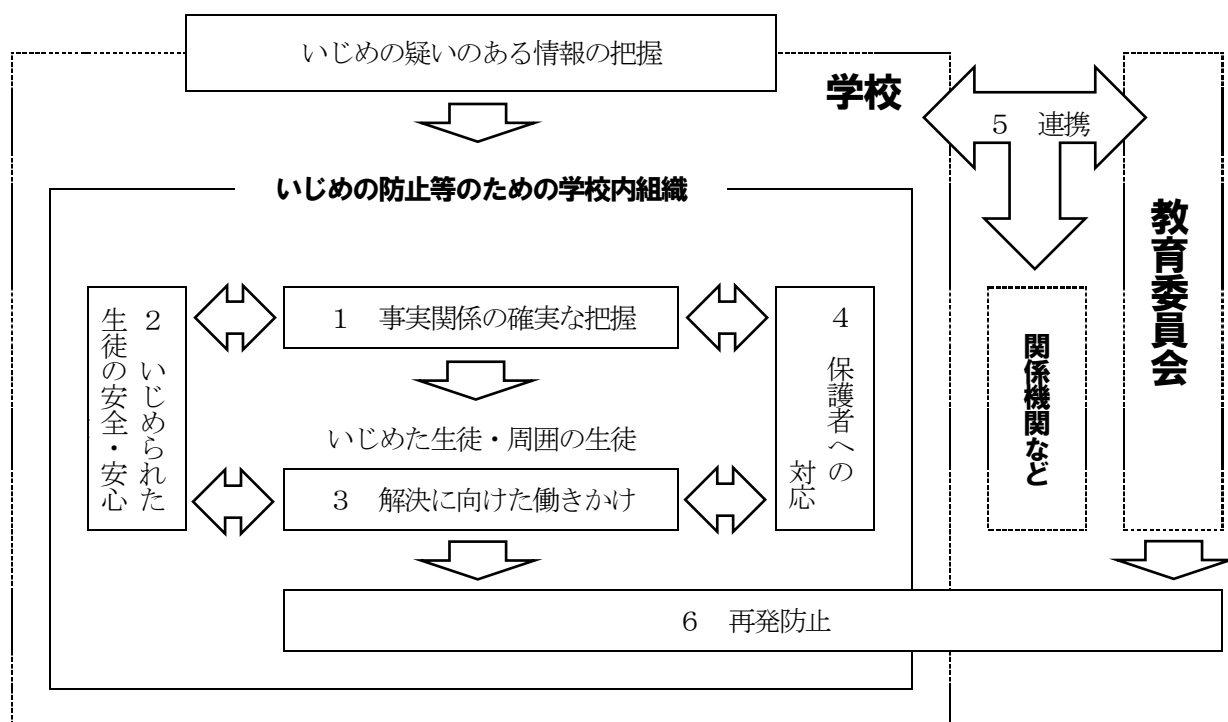
<p>【早期対応のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応は迅速に、組織で行う。 ・初期対応・事実確認を的確に行う。 ・被害生徒、加害生徒、はやし立てる生徒（観衆）、知らぬふりをしている生徒（傍観者）への対応。

早期対応のための重点的な取組	行動計画・行動目標
□対応は迅速に、組織で行う	<p>○授業等でからかいなどがあれば、その場で必ず指導する。この行為の積み重ねが大切である。</p> <p>○生徒の変化に気づいた教職員は、速やかに学年で情報を共有する。</p> <p>○生徒のいじめやトラブルを発見したら、軽視せずに速やかに学年・生徒支援部に報告する。</p> <p>○特定の教職員で抱え込まず、組織で対応する。</p>
□初期対応・事実確認を	<p>○いじめの訴えや情報および兆候があったときは、生徒指導委員会の指示のもと、問題を軽視することなく事実確認を適切に行う。</p> <p>○学年会、生徒指導委員会において、速やかに関係生徒等から事実を聴取するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。</p> <p>○職員打合せや緊急の職員会議を通して、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。</p> <p>○被害生徒、加害生徒への具体的な支援や指導について、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切な情報提供を行い、連携・協力を要請する。</p>

□被害生徒への対応（支援）	<ul style="list-style-type: none"> ○被害生徒を徹底して全力で守り抜く。 ○被害生徒が安心して教育を受けられるようにするために、必要な措置を講ずる。 ○教職員で、家庭訪問を行う。 ○本人や保護者の気持ちにより添いつつ、要望や相談には適切に対応する。 ○性的な被害がある場合は、養護教諭を含めた同性教職員で対応する。 ○スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
□加害生徒への対応（指導）	<ul style="list-style-type: none"> ○毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。 ○あくまでも被害生徒を守る観点から、加害生徒への対応にあたる。 ○いじめの背景を探り、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。 ○教職員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。
□他生徒への対応（指導）	<ul style="list-style-type: none"> ○新たないじめと再発の防止に向け指導の徹底を図る。 ○傍観・取り巻き・はやし立てる行為もいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として、絶対に許されない」との意識をもたせる。
□再発防止、いじめ解消の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○指導後の経過を観察し、3ヶ月間いじめが解消された状態であることを被害生徒及び保護者から確認する。



〈参考〉 市立学校におけるいじめへの対処の流れ（「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」より）



※重大事態が発生した場合

・いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果直ちに教育委員会に報告するとともに、教育委員会と連携して対処する。

重大事態とは（国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より）

- ①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときは、次のようなケースが想定される。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより児童等が相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて、年間30日を目安とする。
- ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

6 取組の評価

- (1) 再発防止のために、PDCAサイクルを定め、事例への取組を学校評価アンケートと同じ時期に、いじめ防止対策委員会を中心に検証を行う。
- (2) 期待するような成果が得られなかった場合は、その原因を分析し、次の取組内容や取組方法の見直しを、いじめ防止対策委員会において行う。